



平成 31 年 4 月 17 日

一般社団法人 高知県建設業協会様

高知県土木部土木政策課長



新たな外国人材受入れに係る制度説明会について

日ごろは、県の土木行政の推進にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新しい外国人材の受入れに関する制度等に関して、別添のとおり高知県による説明会を開催します。

参加を希望される場合は、別添の参加申込書に記入の上、高知県雇用労働政策課までお申込みいただくようお願いいたします。

【担 当】

高知県 土木部土木政策課

建設振興担当 近藤

TEL:088-823-9815

FAX:088-823-9263

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月に公布された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」に関連する運用要領等が本年3月に公表され、また、この改正法等が本年4月1日から施行されております。

こうした経過を踏まえ、高知県では、新たな外国人材の受入れを、適正かつ円滑に行っていくための説明会を下記により開催することといたしましたのでご案内します。

記

1 日時・場所

(中央会場)

平成31年4月25日(木) 13時30分～16時

高知市知寄町2-1-37 ちより街テラス ちよテラホール

定員：150名

(西部会場)

平成31年4月26日(金) 10時～12時30分

四万十市右山五月町8-22 四万十市中央公民館 大会議室

定員：80名

※説明会のスケジュールは別紙をご参照ください。

2 参加対象者【参加費：無料】

(1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望する高知県内所在の企業・団体・個人の方

(2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望する高知県内所在の企業・団体・個人の方

(3) 県内の地方公共団体の職員の方

3 お申込み方法

別紙申込書にご記入のうえ、高知県雇用労働政策課までFAX又はメールによりお申込みください。なお、申込み数が定員に達した場合には、受付を締め切らせていただきます。また、同一企業(団体)からの参加者は、原則として2名までとさせていただきますようお願いいたします。

【送付先】FAX：088-823-9277 電子メール：151301@ken.pref.kochi.lg.jp

【申し込み締め切り】4月22日(月)

4 その他

申込書は雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)に掲載しています。

お申込み・問い合わせ

高知県雇用労働政策課 担当：弘末・坂本

TEL：088-823-9763

説明会スケジュール

(中央会場)

平成31年4月25日(木) 13時30分～16時

高知市知寄町2-1-37 ちより街テラス ちよテラホール

13:30～14:50

特定技能外国人受入れに関する運用要領等について(質疑応答を含む)

講師:法務省

15:00～16:00

分野別説明・質疑応答

講師:厚生労働省、農林水産省(中国四国農政局)

※以下2分野に会場を分けて個別説明を行います。

介護(厚生労働省)、農業(農林水産省)

(西部会場)

平成31年4月26日(金) 10時～12時30分

四万十市右山五月町8-22 四万十市中央公民館 大会議室

10:00～11:20

特定技能外国人受入れに関する運用要領等について(質疑応答を含む)

講師:法務省

11:30～12:30

分野別説明・質疑応答

講師:厚生労働省

新たな外国人材受入れに係る制度説明会（4/25・4/26）参加申込書

【申込み担当者】

会社名・団体名・組織名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-Mail	

【参加者】

参加日程	会社名・団体名・組織名（ふりがな）	氏名（ふりがな）	分野
1			
2			
3			

※同一企業（団体）からの参加者は、原則として2名までとさせていただきますようお願いいたします。

※「参加日程」欄に参加される日程（4/25（木）高知市、4/26（金）四万十市）をご記入ください。

※「分野」欄には、下記の受入れ対象の14分野のうち、関係する分野があればその分野を以下よりご記入ください。

- 1 介護業
- 2 ビルクリーニング業
- 3 素形材産業
- 4 産業機械製造業
- 5 電気・電子情報関連産業
- 6 建設業
- 7 造船・船用工業
- 8 自動車整備業
- 9 航空業
- 10 宿泊業
- 11 農業
- 12 漁業
- 13 飲食料品製造業
- 14 外食業

※記入いただいた情報は、今回の説明会の開催以外の用途で使用することはありません。